

公告第 868 号
令和 5 年 12 月 22 日

公募型プロポーザル方式による手続きを実施するため、次のとおり公告する。

熊本市長 大 西 一 史

1 業務概要

(1) 業務委託名

くまもとポイント事業普及広報業務委託

(2) 目的及び概要

くまもとポイント事業（以下「本事業」という。）は、マイナンバーカードと紐づけたスマートフォン用アプリケーション「くまもとアプリ」を導入し、地域活動等への参加を促進するためのポイントを付与するとともに、災害時には避難所運営や災害ボランティア受付の円滑化を図るものである。

本業務は、本事業の広報活動を包括的かつ効果的に行うことにより、本事業の普及を図ることを目的とする。

※詳細は仕様書を参照のこと。

(3) 履行場所

熊本市内一円

(4) 履行期間

契約締結日から令和 7 年（2025 年）3 月 31 日まで

(5) 提案上限額 13,000 千円（消費税及び地方消費税を含む。）

※ 提案内容に関わらず、この上限額を越える提案は無効とする。

※ 提案上限額に関しては「15 その他の留意事項(11)」を参照すること。

2 担当部局

〒860-8601 熊本市中央区手取本町1番1号 熊本市役所12階
熊本市文化市民局市民生活部地域活動推進課
電話096-328-2036（直通）

3 参加資格

次に掲げる条件をすべて満たしていること。

- (1) 熊本市業務委託契約等に係る競争入札等参加資格審査申請書を提出し、熊本市業務委託契約等に係る競争入札参加者等の資格等に関する要綱（平

成20年告示第731号)第5条に規定する参加資格者名簿に登録されている者であること。

- (2) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第1項各号の規定に該当しない者であること。
- (3) 会社更生法(平成14年法律第154号)第17条の規定による更生手続の開始の申立て又は民事再生法(平成11年法律第225号)第21条の規定による再生手続の開始の申立てがなされた場合は、それぞれ更生計画の認可決定又は再生計画の認可決定がなされていること。
- (4) 熊本市が締結する契約等からの暴力団等の排除措置要綱(平成18年告示第105号)第3条第1号の規定に該当しないこと。
- (5) 熊本市から熊本市物品購入契約及び業務委託契約等に係る指名停止等の措置要綱(平成21年告示第199号。以下「指名停止要綱」という。)に基づく指名停止を受けている期間中でないこと。
- (6) 消費税及び地方消費税並びに本市市税の滞納がないこと。
- (7) 業として本件プロポーザルに付する契約に係る業務を営んでいること。
- (8) 過去3年の間、本市との契約において、違反又は不誠実な行為を行った者であって契約の相手方として不適当と市長が認めるものでないこと。
- (9) 本件プロポーザルに事業協同組合(中小企業等協同組合法(昭和24年法律第181号)第3条に規定する事業協同組合をいう。以下同じ。)として参加表明書を提出した場合、その組合員は単体として、参加表明書を提出することはできない。本件プロポーザルに事業協同組合として参加する場合は、業務を担当する組合員についても併せて(5)、(8)の要件を全て満たす者であること。
- (10) 本件プロポーザルに共同企業体(当該業務を共同連帯して行うことを目的に、複数の事業者を構成員として結成される企業体をいう。以下同じ。)として参加表明書を提出した場合、その構成員は単体として、参加表明書を提出することはできない。本件プロポーザルに共同企業体として参加する場合は、共同企業体の構成員全員が(1)から(8)の要件を全て満たす者であること。

4 申請手続等

- (1) 参加表明書、仕様書等の交付期間及び方法

令和5年(2023年)12月22日(金)から令和6年(2024年)1月10日(水)まで

本業務委託に係るプロポーザル実施要項及び関係書類(提出書類の様式等)は、本市ホームページへ掲載するため、その運用時間内にダウンロード

すること。なお、担当部局の窓口での配布や郵送又は電送（ファックス、電子メール等）による配布は行わない。

(2) 参加手続き等

本件プロポーザルの参加希望者は、参加表明書及びその他の必要書類（以下「参加表明書等」という。）を提出し、参加資格の有無については市長の確認を受けなければならない。提出方法等は、次によるものとする。

ア 提出書類及び提出方法

持参又は郵送により提出すること。郵送する場合は、一般書留又は簡易書留によることとし、それ以外の方法により郵送されたものは受け付けない。

(ア) 参加表明書（様式第1号）

(イ) 参加資格審査調書（様式第2号）

(ウ) 会社概要書（様式第3号）

イ 提出期限

令和6年（2024年）1月10日（水）午後5時までに必着のこと。
また、不慮の事故による紛失又は遅配は考慮しない。

ウ 提出部数

1部とする。

エ 提出先

2の担当部局

また、封筒の表面に「くまもとポイント事業普及広報業務委託 参加表明書在中」と明記すること。

オ 留意事項

提出書類については、参加表明書等の提出日時点において記載すること。

(3) 参加資格の確認

参加資格の確認は、参加表明書等の提出期限日をもって行うものとし、結果（参加資格がないと認めた場合はその理由も含む。）は、書面により通知する。

5 参加資格がないと認めた者に対する理由の説明

- (1) 参加資格がない旨の通知を受けた者は、通知をした日の翌日から起算して7日（休日を含まない。）以内に、市長に対して参加資格がないと認めた理由を、書面（任意様式）により説明を求めることができる。
- (2) 市長は、説明を求められたときは、説明を求めることができる最終日の翌日から起算して5日（休日を含まない。）以内に、説明を求めた者に対し書面により回答する。

6 説明会

説明会等は実施しない。

7 仕様書等に対する質問

(1) 仕様書等に対する質問がある場合は、次のとおり質問書を提出すること。

ア 提出方法

質問書(様式第4号)により電子メールにて提出すること。この場合、必ず電話で2の担当部局に連絡すること。

イ 提出期間

令和5年(2023年)12月22日(金)から令和6年(2024年)1月10日(水)の午後5時まで

ウ 提出先

2の担当部局

電子メール chiikikatsudou@city.kumamoto.lg.jp

(2) (1)の質問書に対する回答は、本市ホームページに随時掲載する。

8 プロポーザルに参加する者が1者である場合の措置

参加する者が1者であっても、プロポーザルを行うものとする。

また、参加表明者がいなかった場合には、再度公告し、参加表明書等の提出期限を延長する。この場合、必要に応じてスケジュールの変更を行うものとする。

9 提案書等の提出

4(3)の通知により参加資格があると確認された者は、次に定める方法に従い、提案書等を提出するものとする。

なお、提案書等を提出した後に、辞退を申し出る場合は、その旨を書面(任意様式)で提出すること。

(1) 提出書類

持参又は郵送により提出すること。郵送する場合は、一般書留又は簡易書留によることとし、それ以外の方法により郵送されたものは受け付けない。

ア 提案書提出書(様式第5号)

イ 業務実施体制調書(様式第6号)

ウ 業務経歴書(様式第7号)

エ 提案書(任意様式)

オ 本業務で制作する広報資材（印刷物）の一つである「くまもとポイント事業周知用ポスター」案（資料1「仕様書」参照。ただし、本プロポーザルで提出する案についてはA3版タテとする。）

※他の印刷物案については提案不要

カ 概算見積書及び内訳書（任意様式）

※年度ごとに内訳を明確に記載すること。（「15 その他の留意事項」（11）参照。）

(2) 提出書類作成上の注意事項

ア 提出書類のうち9(1)アからウまでについては、A4サイズで片面印刷とする。

イ 提出書類は全て各6部（正本1部、副本5部）提出すること。社名を記載するのは正本のみとし、副本は社名及びロゴ等社名が推測できるものを伏して提出すること。

ウ 9(1)エの提案書は、「11 提案書の作成要領」に従って作成すること。

(3) 提出期限

令和6年（2024年）1月16日（火）午後5時までに必着のこと。

また、不慮の事故による紛失又は遅配は考慮しない。

(4) 提出先

2の担当部局

また、封筒の表面に「くまもとポイント事業普及広報業務委託 提案書在中」と明記すること。

10 提案書等のプレゼンテーション及びヒアリングの実施

(1) 実施日

令和6年（2024年）1月23日（火）

実施時間は、別途通知するもの。

(2) 実施場所

2の担当部局に示す場所

審査会会場は、別途通知するもの。

(3) 実施方法

対面による質疑応答形式により実施する。また、提案書等のプレゼンテーション及びヒアリング（以下「ヒアリング等」という。）の時間は30分間程度を予定している（最初15分間プロポーザル参加者による説明の後、くまもとポイント事業普及広報業務委託契約候補者選定委員（以下「選定委員」という。）による質疑を15分間程度行う）。

(4) 提案書等に関するヒアリング等は、別紙くまもとポイント事業普及広

報業務委託契約候補者選定委員会審査基準（以下、「審査基準」という。）
に示す評価項目について実施するものである。

- (5) プレゼンテーションに際しては、提出した提案書等のみを使用することとし、追加資料は受理しない。
- (6) ヒアリング等を正当な理由なく欠席した者は、失格とする。ただし、悪天候、出席予定者の事故等市長がやむを得ないと認める理由により欠席した場合は、プロポーザル手続に支障のない範囲内でヒアリング等を実施できるときは、再度市長が指示した日時においてヒアリング等を行うものとする。プロポーザル手続に支障のない範囲内でヒアリング等を行うことが困難であると認められるときは、当該欠席者の審査項目については、全て0点として取り扱うものとする。

1 1 審査の方法等

(1) 審査の主体

「くまもとポイント事業普及広報業務委託契約候補者選定委員会設置要綱」に基づく「くまもとポイント事業普及広報業務委託契約候補者選定委員会」において行う。

(2) 審査の基準

「審査基準」によるものとする。

(3) 審査の方法

提案書等及びヒアリング等を基に審査し、最高得点者を契約候補者、次点の者を次点契約候補者として決定する。ただし、最高得点者が複数ある場合は、各選定委員の中で最も多く最高評価点となったものを契約候補者とする。なお、最高評価点となった数も同数の場合は、くじにて決定する。

いずれの提案も各選定委員の評価点（合計）の総計が満点の6割に満たない場合は、要求する水準に満たないものとして契約候補者の選定に至らないものとする。

1 2 プロポーザル審査結果の公表に関する事項

審査結果は、参加者全員に郵送で通知する。また、審査結果は、本市ホームページ上で公表する。

1 3 契約候補者として選定されなかった者に対する理由の説明

- (1) 契約候補者とならなかった者は、契約候補者の公表を行った日の翌日から起算して5日（休日を含まない。）以内に、市長に対して契約候補者として選定されなかった理由について、書面（任意様式）により説明を求めること

とができる。

- (2) 市長は、説明を求められたときは、説明を求めることができる期間の最終日の翌日から起算して7日（休日を含まない。）以内に、説明を求めた者に対し書面により回答する。

1.4 本件プロポーザルに参加する者の失格

次のいずれかに該当する場合は失格とする。

- (1) 提出期限を過ぎて提出書類が提出された場合
- (2) 提出書類に虚偽の記載があった場合
- (3) 著しく信義に反する行為を起こした場合
- (4) 「3 参加資格」のいずれかの要件を満たさなくなった場合
- (5) 評価の公平性に影響を与える行為があった場合

1.5 その他の留意事項

- (1) 手続において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨に限る。

- (2) 契約保証金

熊本市契約事務取扱規則（昭和39年規則第7号）第22条の定めるところにより、契約候補者は、契約金額の100分の10以上の契約保証金を契約締結の時までに納付すること。ただし、利付国債の提供又は金融機関の保証をもって契約保証金の納付に代えることができる。

また、次に掲げる場合においては、契約保証金を免除とする。

- ア 保険会社との間に本市を被保険者とする履行保証保険契約を結び、保証証券を契約締結の時までに提出したとき。
- イ 過去2年の間に国又は地方公共団体と種類及び規模をほぼ同じくする契約を2回以上誠実に履行し、このことを証するため、発注者の証明（ただし、契約書の写しに発注者が契約の適正な履行完了を認めた書類の写しを添えても可。）を提出したとき。

- (3) 契約書（案）

本市ホームページへ掲載する。

- (4) 提出書類に関する事項

- ア 提出書類の作成及び提出（並びにヒアリング等）に係る費用は、提出者の負担とする。
- イ 提出された提出書類は、返却しない。なお、熊本市情報公開条例（平成10年条例第33号）の規定により、開示する場合がある。
- ウ 提出された提出書類は、参加資格の確認及び提案内容の評価以外に提

出者に無断で使用しない。

エ 提出書類に明らかに悪質な行為があると認められる場合には、当該提出書類を無効とし、参加資格の取消し、契約候補者決定の取消し、契約締結の保留又は契約の解除等の措置をとるとともに、指名停止要綱に基づく指名停止その他の措置を行うことがある。

- (5) 参加資格の確認を行った日の翌日から契約候補者決定までの間に、参加資格があると認めた者が参加資格がないものと判明した場合には、当該者に対する参加資格確認の通知を理由を付して取り消すものとする。この取消しの通知を受けた者は、当該通知を受け取った日の翌日から起算して5日（休日を含まない。）以内に、市長に対して参加資格がないと認めた理由について、書面（任意様式）により説明を求めることができる。
- (6) 契約候補者の決定後契約締結までの間に、契約候補者が3に規定する参加資格を満たさなくなった場合には、契約を締結しないことができるものとする。
- (7) 申請書類等は、黒色のペン又はボールペンで記入すること（消えるボールペンは不可。）。
- (8) 契約者は、業務の全部又は主体部分を一括して第三者に再委託し、又は再委任してはならない。なお、契約者は、業務の一部を第三者に再委託し、又は再委任しようとするときは、あらかじめ、本市の承諾を得なければならない。
- (9) 提案時に提出された概算見積額は、本業務を提案上限額以内で実施可能かどうかを判断するためのものであり、契約額を決めるものではない。
- (10) 仕様書は、業務の大綱を示すものであり、業務内容の詳細については、契約候補者と、その提案内容を参考とし本市との協議により決定する。
- (11) 提案者は、本業務の提案上限額13,000千円のうち、令和5年度履行分については5,000千円、令和6年度履行分については8,000千円をそれぞれ上限額（消費税及び地方消費税を含む。）として提案することとし、各上限額を越える提案は無効とする。

なお、令和5年度履行分に対する代価については部分払いとし、支払いの時期については本市と契約者との協議によることとする。